

令和2年4月9日

大原中学校保護者 様

さいたま市立大原中学校
校長 小熊 誠

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う
臨時休業中における校庭の開放について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に対し、御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。昨日、市教委より臨時休業中における校庭の開放について御連絡さし上げましたが、前回の校庭開放と同様に、学校の管理下外での利用となります。安全管理、また、感染拡大防止の観点から、以下の点に御注意いただき、御家庭で御指導いただきますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況等に応じて、変更することがありますので、御承知おきください。

- 1 期 間 4月9日（木）から5月6日（水）までの土・日曜日、祝日を含む毎日
- 2 時 間 午前8時30分から午後4時00分まで
- 3 対象者 在校生及びその保護者
- 4 校庭利用時の注意事項
 - 毎日検温していただき、風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど軽いものを含む）がある場合は利用を禁止とします。
 - 利用する際はマスクを着用するか、咳エチケットのためのハンカチ、ティッシュ等を持参し、帰宅後は手洗いうがいを行ったり、感染症対策をお願いします。また、水分補給のため、水筒持参等について御配慮ください。
 - 利用する際は、人と人とがなるべく密集しないようにすること、けが等のないよう十分注意することを、保護者様がお子様にご指導ください。また、時間を決めて利用させるなど、長時間の利用とならないようご配慮ください。
 - 教職員は付き添うことができませんので、けが等への対応は、原則として行うことができません。事故のないよう、安全に注意して御使用ください。
 - 学級単位、部単位など大人数での使用や長時間の使用は行わないでください。
 - 校舎内には立ち入らないでください。
 - テニスコートは、使用しないでください。
 - メイングラウンドの鉄棒、ハンドボールのゴール等は使用しないでください。
 - トイレ・水道は、使用しないでください。
 - 水分補給以外の飲食はしないでください。
 - ゴミは持ち帰ってください。
 - 卒業生や他校生は、対象ではないため、使用することができません。